

史料紹介—近世の荷札木簡の一例—

木 景 鈴

三重県の南部、太平洋に面する熊野市木本町の熊野市歴史民俗資料館に、「荷札」として左記の木簡が所蔵・展示されている。

(A) 「木本浦
○西川久兵衛殿
急御用式^{シテ}印
須藤佐大夫」

(B) 「尾川村
○角太郎殿
御用
西川久兵衛」

175×49×3 011

短冊型の杉板の上部に紐孔を穿ち、差し出し・宛先を記した荷札木簡。穿孔がA面からなされていること、A面の宛先がB面の差し

出し者と同一人であることから、A面が一次利用面、B面が二次利

用面である。詳しい伝来過程は不明であるが、木本町旧役場から資料館へ移管された古文書のなかにふくまれていたという。

この木簡の伝わった熊野市は、近世には紀州和歌山藩領で、数カ村で編成された組ごとに大庄屋が任命されており、それらを木本浦に置かれた奥熊野代官所が統轄していた。代官は二名、うち一人は見習いで、半年交替で和歌山から木本へ赴任したという。

A面に差し出し者としてみえる須藤佐大夫は、宝暦十年(一七六〇)に奥熊野代官を務めていたことが判明し、西川久兵衛も安永六年(一七七七)には木本組大庄屋であったことが知られる。したがってA面は、一七七〇年前後に代官から管下の大庄屋へ宛てられたものである。奥熊野代官所は木本浦にあり、木本組大庄屋とは至近距離にあるが、以下に述べるようにこの荷物は通送されたと考えられるか



ら、この時、代官須藤佐大夫は和歌山におり、そこから紀伊半島の南辺をつたって遠く木本浦の大庄屋へ送ったのであろう。

ところでこの荷札の形状からは、荷物の内容はわからないが、A面の「急御用式ツ印」とある文言は、それが公文書であったことを物語る。和歌山藩では公文書(御用状)を発送する場合、伝馬継で通送することになり、その扱いは藩の勘定所が捺印する役印の数によって「一つ印」から「三つ印」まで格づけされていた。すなわち「一つ印」は通常の公文書、「二つ印」は至急を要する公文書、「三つ印」は緊急事態に限って発給される公文書である。この印数によって表示される扱いは、代官・奉行が在地の郷村へ発送する公文書でも同様で、それらは村々の通送(村継)で送られていた。

いっぽうB面は、木本組大庄屋西川久兵衛がその荷札を裏返して二次利用したもので、「御用」とあるから村継で尾川村の角太郎へ送られた公文書につけられたものであろう。なお尾川村(育生町尾川)は木本組ではなく入鹿組に属しており、この場合は行政系統と文書伝達経路が一致していないようである。なおB面は、A面によって大庄屋に届けられた公文書について、さらに尾川村へ下達する際にそのまま裏返して利用されたとも考えられるが確められない。

末筆ながら、今回の紹介を許され種々のご教示を下さった熊野市歴史民俗資料館館長新谷広治氏に御礼を申し上げたい。

文書自体は状箱におさめられたであろうから、この荷札は紐で箱もしくはその包みにつけられたのであろう。「式ツ印」の表示は、通送途中で箱を開くことを避け、またその手間を省くための注記か、あるいは言葉そのものが扱いを示すものと思われる。

このような公文書の伝達は各地で頻繁に行なわれたから、同様の木簡は多数作られ使用されたにちがいない。たとえば本誌十五号に報告された大阪・平野環濠都市遺跡出土の荷札(六五頁)は、形はひとまわり大きく下部にも孔があり、その形態や文面からは荷物の中身はわからないが、ここで紹介した荷札の例から推測すると、公文書を送達する時に使用したもの的可能性がある。

荷札はその性質上、使用後まもなく廃棄されたであろう。したがって役所の遺跡からは、今後さらに同様の木簡が出土する可能性があると思われる。それらは文書とは異質の史料として貴重であるばかりでなく、木簡そのものについて考える上でも大切な資料となるであろう。

[参考文献]

- 『南紀徳川史』第八 職制六 (南紀徳川史刊行会 一九三二年)
- 『紀伊南牟婁郡誌』上巻 (三重県南牟婁郡教育会 一九二五年)
- 『熊野市史』上巻 (熊野市 一九八三年)